

平成29年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成29年12月4日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成29年12月4日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	長野了
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	村松達雄
建設課長	中村安宏	上下水道課長	高木純一
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	高田志郎	会計管理者	山下浩子

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

- 議案第47号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第49号 森町組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 森町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 森町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 東遠学園組合を組織する地方公共団体の減少及び東遠学園組合規約の変更について
- 議案第57号 森町道路線の廃止について
- 議案第58号 森町道路線の認定について
- 議案第59号 平成29年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第60号 平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成29年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1

号)

議案第62号 平成29年度森町水道事業会計補正予算(第2号)

<議事の経過>

- 議長 (山本俊康君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年12月、森町議会定例会を開会します。
- これから本日の会議を開きます。
- 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
- 会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、7番吉筋恵治君及び8番中根幸男君を指名します。
- 日程第2、「会期の決定」を議題とします。
- お諮りします。
- 本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間にしたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者多数)
- 議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。
- したがって会期は、本日から12月20日までの17日間に決定しました。
- 日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。
- お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。
- また、議員派遣については、お手元に配布したとおり、議長において専決処分したので、報告いたします。
- 日程第4、議案第47号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職員朗読)
- 議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただいま上程されました議案第47号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度森町一般会計補正予算(第5号)の専決処分でございますが、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に伴う、経費の計上に急を要したため、平成29年10月2日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,683千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,389,320千円とするものであります。以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款5項5目、衆議院議員総選挙費9,683千円につきましては、全て選挙に必要な経費の補正でありまして、主なものにつきましては、各投票所及び期目前投票所における、投票管理者並びに立会人等の報酬694千円、投・開票事務に従事する職員諸手当3,276千円、入場券や選挙公報配達料などの通信運搬費788千円、選挙用ポスター掲示場設置及び撤去委託料として731千円、開票事務の効率化を図るため投票用紙自動読み取り機の天地表裏反転ユニット1台、及び、専用計数機2台を導入するための諸備品購入費2,160千円を補正計上したものであります。

次に5・6ページの歳入でございますが、14款3項1目、総務費委託金9,683千円につきましては、国の衆議院議員総選挙執行経費交付金であります。ただいま、ご説明申し上げましたように、歳出予算の全額について、国からの交付金によって賄われることを申し添えます。

以上が、専決処分にかかる平成29年度森町一般会計補正予算(第5号)の概要であります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長

(山本俊康 君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君) 歳出8ページ、諸備品購入費2,160千円、参議院選から2年は経っていないんですね、それで読み取り機とかそういったものは参議院のときにも使っている。そういった中で、また新しく購入していくという、そのときに使われたものはもう使わないとか、どうしても新しく、今度入れる読み取り関係が新しく更新されているから入れたんだということなのか。その辺、説明をもう少し詳しくお願いします。

議 長

(山本俊康 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 総務課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えします。今回、備品購入費で購入いたしましたのが、天地表裏反転ユニット1台、それから投票用紙専用計数機2台でございます。

天地表裏反転ユニットは今まで1台ありまして、読み取り機は2台ありました。それに附属する天地反転ユニットとして1台、ですので今回購入すると、読み取り機が2台、それから天地表裏反転ユニットが2台ということで、それぞれセットになります。

そして、投票用紙専用計数機でございますが、これが今まで10台あったわけですが、購入したのが平成9年3月でございます。ですので、20年経過しまして、部品がないということでありまして、もしこれが故障しますと大変なことになりますので、段々これらを更新したいということで、今回2台を購入するものであります。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君) 機械を入れて、随分効率が上がってきていると思いますけども、この効率をちょっと質問しますが、どのぐらい時間短縮がされているのでしょうか。

議 長

(山本俊康 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 前回の衆議院の総選挙でございますけども、開票時間が小選挙区で2時間10分かかっております。比例代表につ

きましては、1時間44分。最高裁の国民審査では2時間17分かかって
います。これらを合計しますと、6時間11分かかったことになり
ます。

そして今回の衆議院の総選挙でございます。小選挙区で1時間40
分。比例代表で1時間55分。最高裁の国民審査で2時間25分かかっ
ております。これらを合計しますと、ちょうど6時間となります。

ですので、総計の時間を比較しますと、前回と比較しまして11分
短縮されたこととなります。それから前回の総選挙のときに、開票
事務に従事した者が何人かいるわけですけれども、前は合計101人
の開票事務の従事者がいました。それを今回は97人ということでや
っておりますので、4人減ってなおかつ時間も短縮されたというこ
とになっております。以上です。

議 長 (山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治 君) 投票所会場等借上料についての明細を教え
てください。

議 長 (山本俊康 君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎 君) 投票所会場等の借り上げ料の明細をという
ことですが、投票所の借り上げ料で、第2投票区これは大
鳥居公民館ですが、これが1箇所20,000円ということになっており
ます。それから他には投票箱の運搬車両の借り上げ料でありますと
か、選挙投票率集計システムの利用料、開票用レンタルパソコン代、
白黒コピー機使用料、カラーコピー機使用料があります。以上です。

議 長 (山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) この全体の9,683千円という金額というの
は、役場から見積もりを出して全て認められるものなのか。ここは
こういうふうに、もう少しというか、上限があるとか、そういった
ことなのか、その辺を。

議 長 (山本俊康 君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎 君) 総務課長です。ただいまのご質問でございますが、選挙に関わる委託金でございますが、これは国の選挙でございますので、すべて国の方で基本的には賄うと、9,683千円でございますけれども、基本的には国の方で賄うということでございます。

ただし、今回の備品購入費につきましては、国の方でやはり全国の市町村から、余りにも国の予算よりオーバーするようなことがございますと、多少その辺は調整される可能性があります。以上です。

議長 (山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (山本俊康 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (山本俊康 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第47号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (山本俊康 君) 起立全員です。
したがって、議案第47号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。
日程第5、議案第48号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職員朗読)

議長 (山本俊康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第48号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由の説明を申し上げます。
本案は現在、人権擁護委員として活動されている白畑安信氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権

擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、献身的な活動をされております。

今回提案いたしました白畑安信氏は、現在1期目で、平成27年4月1日から3年間にわたり人権擁護委員として、中立的立場に立って人権相談や啓蒙活動等を積極的に行っていただいております。特に平成28年からは、袋井人権擁護委員協議会の事務に携わり、協議会の運営等にご尽力いただいております。

氏の経歴は、添付の経歴書のとおりで、40年にわたりNTN株式会社に勤務され、在職中は小学校、中学校のPTA副会長を経験されております。また剣道錬士七段の有資格者として、長年にわたり青少年健全育成のため、幅広い年代の子どもたちに剣道の指導をされるなど、地域のために積極的に社会貢献活動をされております。

人柄はまさに質実剛健であり、住民の信頼も厚く、また地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(発言する者なし)
議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(山 本 俊 康 君) 起立全員です。
したがって、議案第48号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり推薦することに決定しました。
日程第6、議案第49号「森町組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)
議 長 (山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。
町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第49号「森町組織条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。本条例は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、課の設置について定めたものであります。
今回の改正は、森町が直面する少子高齢化や人口減少問題、地方創生の推進など、喫緊の行政課題の解決や、昨年度策定しました第9次森町総合計画に沿ったまちづくりの推進、また、住民の多様なニーズに即応した質の高い行政サービスの提供を、柔軟かつ迅速に実施できる体制づくりの構築を目指して、組織の見直しを行うものでございます。
改正の内容であります、町長部局の現行8課を10課に改めるものでございまして、具体的に申し上げますと、現在、総務課内に位置づけられている防災係を防災課として新設するものであります。さらに、企画財政課の移住定住部門と建設課の住宅部門を統合し、新たに定住推進課として新設するものであります。
また、組織の見直しに伴い、各課の分掌する事務につきましても見直しを行い、併せて規定するものであります。なお、条例の施行日については、平成30年4月1日とするものであります。
以上申し上げます、提案理由の説明といたします。ご審議の上、ご理解、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 (山本俊康 君) 日程第7、議案第50号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第10、議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (山本俊康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま、一括して上程されました議案第50号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、民間給与との較差等に基づき、給料月額、初任給調整手当、期末・勤勉手当を引き上げる平成29年人事院勧告を受けた国の動向を踏まえ、改正するものであります。

はじめに、議案第50号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数については、本年度12月期については、現行1.7月分を改正後は1.75月分とし、0.05月分の引上げを行うとともに、平成30年度の支給月数を6月期においては1.55月分を1.575月分、12月期においては1.75月分を1.725月分に改正するものであります。

次に、議案第51号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第52号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数については、本年度12月期については、現行2.225月分を改正後は2.325月分とし、0.1月分の引上げを行うとともに、平成30年度の支給月数を6月期においては2.075月分を2.125月分、12月期に

おいては2.325月分を2.275月分に改正するものであります。

最後に、議案第53号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例第1条につきましては、採用による欠員の補充が困難であると認められる職の初任給調整手当の上限額を、国の改正に合わせて、それぞれ引き上げるとともに、勤勉手当については、本年度12月期の現行0.85月分を改正後は0.95月分とし、0.1月分の引き上げを行うものであります。

次に、別表第1及び別表第2につきましては、民間給与の格差を考慮し月例給を引き上げた国の俸給表の改正に合わせて、それぞれの給料表について引き上げを行うものであります。

次に、本条例第2条につきましては、平成30年度以降における国め見直しに合わせて、勤勉手当の支給月数の振り分けを見直しするものでございまして、勤勉手当については、6月期・12月期それぞれ0.85月分を0.9月分に改正するものであります。

なお、施行日については、本条例第1条は公布の日から、本条例第2条は平成30年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (山本俊康君) 日程第11、議案第54号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」及び日程第12、議案第55号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただいま一括して上程されました、議案第54号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」及び議案第55号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」提案

理由の説明を申し上げます。

本案はいずれも、森町天宮土地区画整理事業の進捗に伴い、平成29年9月1日に換地処分公告が行われ、森町天宮土地区画整理事業地区内の地番の表示が変更されたことにより、所要の改正を行うものであります。

最初に、議案第54号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。本案は、森町天宮土地区画整理事業地区内にある天宮団地の所在地を、換地処分により変更された新たな所在地の表示に改正するものであります。

次に、議案第55号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。本案は、森町天宮土地区画整理事業地区内にある天宮公園の所在地を換地処分により変更された新たな所在地の表示への改正のほか、本年6月に一部施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」により「都市公園法」が改正されたことに伴い「森町都市公園条例」の中で「都市公園法」を引用する部分について、必要な改正を行うものであります。

以上、申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第13、議案第56号「東遠学園組合を組織する地方公共団体の減少及び東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第56号「東遠学園組合を組織する地方公共団体の減少及び東遠学園組合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本組合は、昭和45年3月、掛川市、小笠郡5町1村、周智郡2町の1市7町1村で設立し、昭和46年5月に知的障がい児入所施設「東

遠学園」を開園いたしました。

現在、東遠学園では、構成市町に暮らす、発達・知的に障がいを抱える乳幼児期から学齢期・成人期に至る幅広い年齢層の障がい児・者を対象に、ライフステージに応じた途切れのない支援を実施しております。

当組合を組織する地方公共団体は、設立当初の1市7町1村から、現在は市町村合併により掛川市、菊川市、御前崎市、浜松市、森町の4市1町の構成となっております。

今回の当組合を組織する地方公共団体の減少及び規約変更は、浜松市が平成30年3月31日をもって、当組合から脱退することによるものであります。これまで、浜松市・旧春野町の出身者1名が、平成29年3月まで当組合の障がい福祉サービスを利用しておりましたが、平成29年4月から浜松市内の施設に入所したことにより、現在、浜松市からの利用者はなく、今後においても利用の見込みはない状況にあります。

浜松市は、障がい児・者を受け入れる事業所の数、サービス内容などの支援体制も充実しており、春野地区の知的障がい児・者は、現在浜松市北区、天竜区を中心に市内で必要な障がい福祉サービスの提供を受けていることから、当組合から浜松市が脱退することはやむを得ないとして構成団体間で合意に至ったものであります。

このことから、今回「東遠学園組合を組織する地方公共団体の減少及び東遠学園組合規約の変更」を行うものであり、規約を変更するに当たり、地方自治法の規定に基づき、組合を構成する市町議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第14、議案第57号「森町道路線の廃止について」及び日程第15、議案第58号「森町道路線の認定について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま一括して上程されました、議案第57号「森町道路線の廃止について」及び議案第58号「森町道路線の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町天宮土地区画整理事業の完了により地区内に築造された道路に係る、町道路線の廃止と認定について、議会の議決を求めるものであります。森町天宮土地区画整理事業により整備された、道路、水路等の公共施設については、土地区画整理法の規定により、平成29年9月1日に換地処分の公告が行われ、9月19日に所有権移転登記が完了し、森町天宮土地区画整理組合から公共施設管理移管を受けましたので、これらの道路について、町道路線の廃止・認定を行うものでございます。

最初に、議案第57号「森町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。今回廃止する路線は全部で12路線ございまして、土地区画整理地区内にあった路線でこの事業により消滅した路線が4路線、土地区画整理地区内と地区外にまたがる路線で、路線の起点や路線名を変更するため一旦廃止の手続を行う路線が5路線、地区内で既に町道として認定されていた路線で換地処分により起終点の地番が変更されたことにより一旦廃止の手続を行う路線が3路線でございます。廃止する路線の位置、延長、幅員等については、議案及び位置図のとおりでございます。

次に、議案第58号「森町道路線の認定について」ご説明申し上げます。今回、新たに認定しようとする路線は、議案の表に掲げてある28路線ございまして、今回初めて認定する路線が21路線、土地区画整理事業で作られた路線と既存の路線を接続して新たな路線として再認定する路線が4路線、地区内で既に町道として認定されていた路線で換地処分によって起終点の地番が変更されたことにより再認定する路線が3路線でございます。

認定する路線の位置、延長、幅員等については、議案及び位置図のとおりでございます。以上、申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第16、議案第59号「平成29年度森町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第59号「平成29年度森町一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由の説明を申し上げます。本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69,895千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,459,215千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。まず、9～34ページの、各科目に計上いたしました職員給与費は、本年4月の人事異動に伴う年間見込額と、現計予算額との過不足による調整、及び、本年8月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正等に伴う補正と、マイナンバーの本格運用、地域公共交通計画策定、空家等対策計画策定等の各種計画策定業務、第4次森町行財政改革大綱の策定、台風及び災害対応等々の本年度の特殊事情により、職員手当に含まれる時間外手当の予算に不足が見込まれるため追加をお願いするものと、職員共済組合等負担金の調整でございます。また、9・10ページに計上いたしました、議員期末手当につきましても、人事院勧告に基づく改正に伴う補正でございます。

9・10ページをご覧ください。2款1項10目、情報管理費3,186千円につきましては、住民基本台帳法施行令等の改正により、住民基本台帳及び、それに連動するマイナンバーカードに、平成30年度以降、本人の届出により旧姓の併記が可能となることに対応するため、システム整備を行うものであります。

13・14ページ、3款1項1目、社会福祉総務費21,025千円のうち、心身障害児者福祉費14,956千円につきましては、本年度初めにサービス提供が始まりました、森町愛光園サテライトで実施しております、聖隷放課後クラブ「はなえみ森町」等、障がいを持つ児童等の放課後等デイサービスの利用増加に対応するため、扶助費等の追加をお願いするものでございます。

また、自立支援給付費2,800千円につきましては、障がい者の自立支援のため、身体の欠損や損なわれた身体機能を補完・代替する用具としての補装具に対する補装具給付費と、身体に障がいのある児童の、その障害を除去・軽減するために必要な医療に対する育成医療給付費であり、本年度の実績見込みに対し、予算の不足が見込まれることから追加をお願いするものでございます。

2目、国民年金事務費2,425千円のうち、国民年金事務費1,599千円につきましては、現在、年金機構と紙媒体で行っております、年金関係届出書類等の情報連携が、平成30年3月から電子媒体へと移行することに対応するため、電算システムの改修を行うものでございます。

15・16ページ、4目、老人福祉費7,604千円につきましては、介護保険事業費の繰出金でございますが、介護保険特別会計における給付費、事務費並びに人件費等の補正に伴う繰出金でございます。

2項2目、児童措置費14,864千円につきましては、保育等に係る国の公定価格の改定を受け、保育園委託料及び小規模保育給付費の見直しをするとともに、保育士の処遇改善に係る給与改善分を増額し、併せて年間実績見込みによる増減を行うものでございます。

19・20ページ、6款1項3目、農業振興費1,485千円につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積に対し、その集積率に応じて国の協力金の交付が受けられる見込みとなったことから、交付対象となる草ヶ谷開墾組合地区茶園集積座談会に対する、森町農地集積・集約化対策事業協力金を計上するものでございます。

21・22ページ、2項2目、農地事業費1,492千円につきましては、

農地中間管理事業を活用した集積茶園圃場において、一定以上の茶樹の改良等に取り組む担い手に対する、茶園集積推進事業費補助金であります。このたび、県補助金が町を経由することとなったため、同補助金を計上するものでございます。

23・24ページ、8款2項1目、道路橋梁総務費3,071千円のうち、道路橋梁総務経費道路台帳補正委託料3,100千円につきましては、天宮土地区画整理事業の換地処分に伴い、公共施設管理が区画整理組合から町に引き継がれることから、新たな町道として道路台帳を補正更新するための委託料であります。

3項2目、河川維持改修費9,700千円につきましては、10月末の2度の台風の通過を受け、先月改めて町内河川の確認をしたところ、南町地内、準用河川第2小藪川起点部にて、河床の洗掘が進み、空ブロック積み護岸の損傷が、一層顕著になっていることが確認されました。このため、早期に対策を講じるための改修工事費をお願いするものでございます。

25・26ページ、4項1目、都市計画総務費3,701千円のうち、都市計画総務経費、建築物等耐震化促進事業費補助金4,600千円につきましては、本年度末まで県の補助制度が拡充されている、木造住宅耐震補強助成事業について、現在までの申込件数、相談件数による実績見込みの増加を受け、予算に不足が見込まれることから、4件分の補助金の追加をお願いするものでございます。

5項1目、住宅管理費837千円につきましては、町営住宅中川第2団地において、各戸の玄関ポーチ等に、地盤の沈降による変形や傾斜が発生し、居住者の転倒事故等の発生が危惧されることから修繕を行うものでございます。

27・28ページ、10款2項1目、小学校学校管理費5,999千円のうち、小学校施設整備費5,811千円につきましては、老朽化が著しくタイルのひび割れ等が発生している宮園小学校のプールについて、改修等を行うための設計委託料をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、14款1項1目、民生費国庫負担金16,308千円のうち、児童福祉費負担金7,431千円につきましては、保育園委託料及び、小規模保育給付費に対する国庫負担金であります。障害者自立支援給付費負担金1,400千円につきましては、自立支援給付費の育成医療給付費及び、補装具給付費に係る国庫負担金であります。

また、障害児支援給付費負担金7,477千円につきましては、障害児放課後等デイサービス等の障害児支援事業等に係る国庫負担金であります。

2項1目、総務費国庫補助金2,754千円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備に係る国庫補助金であります。

3項2目、民生費委託金1,599千円につきましては、国民年金事務における、年金機構との情報連携電子媒体化に対応するためのシステム改修に係る基礎年金事務費交付金であります。

15款1項1目、民生費県負担金8,153千円のうち、児童福祉費負担金3,715千円につきましては、保育園委託料及び、小規模保育給付費に対する県負担金であります。障害者自立支援給付費負担金700千円につきましては、自立支援給付費の育成医療給付費及び、補装具給付費に係る県負担金であります。また、障害児支援給付費負担金3,738千円につきましては、障害児放課後等デイサービス等の障害児支援事業等に係る県負担金であります。

2項4目、農林水産業費県補助金2,977千円につきましては、森町農地集積・集約化対策事業協力金及び茶園集積推進事業費補助金に対する県補助金であります。

7・8ページ、6目、土木費県補助金2,000千円につきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金に対する県補助金であります。

19款1項1目、繰越金36,104千円につきましては、財源調整としての計上であります。

以上が「平成29年度森町一般会計補正予算（第6号）」の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山本俊康君）日程第17、議案第60号「平成29年度森町介

護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（山本俊康君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま上程されました議案第60号「平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,774千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,210,863千円とするものでございます。以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

9・10ページ、1款1項1目、一般管理費7,884千円につきましては「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が、通常国会において、本年5月26日に成立、6月2日に公布されたことを受け、平成30年4月以降の介護保険制度の改正に伴い、本町が保有する保険者システムについて改修が必要となることから、システム改修委託料を計上するものでございます。

2款1項1目、介護給付費2,000千円につきましては、介護予防サービス計画作成に係る給付費が当初見込みを上回る見込みのため追加するものでございます。

3款1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費7,200千円につきましては、要支援認定者、及び事業対象者の訪問型・通所型サービスに係る給付費が、当初見込みを上回る見込みのため追加するものでございます。

3款3項1目、包括的支援事業費2,310千円の減額につきましては、本年4月の人事異動、人事院勧告に伴う人件費の補正等でございます。

11・12ページ、4款1項1目、介護予防支援事業費2,000千円につきましては、介護予防サービス計画作成に係る業務委託料が当初見込みを上回る見込みのため追加するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6 ページ、3 款 1 項 1 目、介護給付費負担金500千円、4 款 1 項 1 目、介護給付費交付金560千円、5 款 1 項 1 目、介護給付費負担金250千円、及び7・8 ページ、7 款 1 項 1 目、介護給付費繰入金250千円につきましては、保険給付費に係る国、社会保険診療報酬支払基金、県及び町のそれぞれの負担分であります。

5・6 ページにお戻りください。3 款 2 項 2 目、地域支援事業交付金（介護予防事業）1,800千円、4 款 1 項 2 目、地域支援事業支援交付金2,016千円、5 款 3 項 1 目、地域支援事業費交付金（介護予防事業）900千円、及び7・8 ページ、7 款 1 項 2 目、地域支援事業繰入金（介護予防事業）900千円につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費に係る国、社会保険診療報酬支払基金、県及び町のそれぞれの負担分であります。

5・6 ページにお戻りください。3 款 2 項 3 目、地域支援事業交付金（包括的支援事業等）900千円の減額、5 款 3 項 2 目、地域支援事業費交付金（包括的支援事業等）450千円の減額、及び7・8 ページ、7 款 1 項 3 目、地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）450千円の減額につきましては、人件費の減額に係る国、県及び町のそれぞれの負担分の減額であります。

5・6 ページにお戻りください。3 款 2 項 4 目、事業費補助金980千円、7・8 ページ、7 款 1 項 4 目、事務費負担金等繰入金6,904千円につきましては、システム改修経費に係る、国、及び町の負担分であります。

8 款 1 項 1 目、繰越金1,514千円につきましては、財源調整としての計上であります。

10 款 3 項 3 目、雑入2,000千円につきましては、介護予防サービスのケアプラン作成に係る作成料を計上しております。

以上が「平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （ 山 本 俊 康 君 ） 日程第18、議案第61号「平成29年度森町公

共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（山本俊康君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま上程されました、議案第61号「平成29年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,119千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ963,276千円とするものでございます。以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、下水道総務管理費315千円につきましては、本年4月の人事異動及び、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

2項1目、下水道建設事業費2,804千円のうち、職員給与費1,896千円の減額につきましては、本年4月の人事異動及び、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

下水道整備事業費4,700千円につきましては、本年度事業を進める中で、埋設されていた既設水路の撤去に不測の費用を要したこと、既設上水道管との位置関係等から、汚水の流入先を変更したこと等により、予算に不足を生じる見込みとなったため、工事請負費の追加をお願いするものでございます。

次に、5・6ページ、歳入であります。財源はすべて繰越金で対応することとし、7款1項1目、繰越金3,119千円を計上させていただきます。

以上が「平成29年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山本俊康君）日程第19、議案第62号「平成29年度森町水

道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（山本俊康君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま上程されました、議案第62号「平成29年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、予算第3条（収益的収入及び支出の予算）及び予算第4条（資本的収入及び支出の予算）の、それぞれの人件費を、人事院勧告に伴い、補正をお願いするものでございます。

1ページ及び2ページをご覧ください。補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改め、第1款第1項、営業費用を241千円増額し、295,611千円とするものでございます。

次に、1ページ及び3ページをご覧ください。補正予算第3条は、予算第4条中、資本的支出の予定額を改め、第1款第1項、建設改良費を166千円増額し、174,829千円とするものでございます。

1ページをご覧ください。補正予算第4条は、予算第6条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」について、3条予算、4条予算の人件費増減額の合計407千円を増額し32,601千円とするものでございます。

それでは補正の内容を申し上げますので、附属資料の1・2ページをご覧ください。収益的収入及び支出の明細ではありますが、支出について、職員3名分の人件費計241千円の増額をお願いするものでございます。

次に3・4ページをご覧ください。資本的収入及び支出の明細ではありますが、支出について、職員2名分の人件費計166千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、議案第62号「平成29年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議

長

す。

(山本俊康君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月11日午前9時30分、本会議を開会し、各議案に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

(午前10時42分 散会)